

長崎県設計図書等交付要領

制 定 平成27年3月2日 26建企第554号

最終改正 令和6年3月21日 5建企第429号

(目的)

第1条 長崎県が発注する建設工事及び建設関連業務委託(以下「建設工事等」という。)の入札手続きの一層の透明性、公平性を高めるとともに、入札事務の効率化を図る事を目的に、設計図書、参考資料、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この要領に定める設計図書等の交付の対象は、長崎県総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部、振興局及び警察本部(以下「関係部」という。)並びにその関係部が所管する地方機関が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び建設関連業務委託のうち競争入札に付するものとする。ただし、長崎県建設工事等電子入札実施要綱第2条の規定により競争参加資格委員会又は指名委員会において電子入札によらないこととした競争入札は、この限りではない。

(交付対象者)

第3条 前条の建設工事等において、入札参加を希望する者及び指名業者(以下「入札参加者」という。)とする。

(交付内容)

第4条 交付については、当該建設工事等に必要な設計図書等とする。

(交付方法)

第5条 電子入札補助システム(長崎県建設工事等電子入札実施要綱(以下「電子入札実施要綱」という。)の第1条に規定するものをいう。以下同じ。)により行うものとする。

(交付期間)

第6条 設計図書等の交付期間は、以下の期間交付するものとする。

- (1) 一般競争入札にあつては、公告日から入札書投函開始日の前日17時までとする。(ただし、長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く電子入札補助システム稼働時間とする。)
- (2) 指名競争入札にあつては、入札執行通知日から入札書投函開始日の前日17時までとする。(ただし、休日を除く電子入札補助システム稼働時間とする。)

(入手先及び設計図書等の使用等)

第7条 入札参加者は、設計図書等を電子入札補助システムにより入手するものとする。

- 2 入手した設計図書等は、当該建設工事等の見積以外に使用してはならない。ただし、当該

建設工事等を落札し、契約を締結する場合においては、この限りではない。

- 3 入手した設計図書等の使用については、前項の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 全部又は一部を、開札前に当該建設工事等の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。ただし、共同企業体による入札で当該共同企業体の構成員間においては、この限りではない。
 - (2) 全部又は一部を、開札前に第三者を介して当該建設工事等の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。
- 4 入手した設計図書等は、入札終了後は入札参加者の責任において、管理するものとする。

(入手方法)

第8条 入札参加者は、公告及び入札執行通知書で設計図書等の入手方法が電子入札補助システムより入手するとされている場合は、以下の方法により設計図書等を入手するものとする。

- (1) 入札参加者は、電子入札実施要綱第4条の登録を行い、電子入札補助システムからダウンロードにより入手するものとする。

(入札の無効)

第9条 入札参加者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の行った入札は無効とする。

- (1) 設計図書等を第6条各号及び第8条に規定する期間内及び方法により入手していない者。ただし、共同企業体により入札を行う者は、当該共同企業体のいずれかの構成員が設計図書等を入手した場合はこの限りではない。
- (2) 第7条第3項各号の規定に違反した者。

第9条の2 前条各号の規定に基づき無効となる入札参加者がある場合は、別に定めるところにより対応するものとする。

- 2 当該建設工事等が、長崎県談合情報等対応マニュアル(平成15年6月20日、15監第150号。以下同じ。)に該当する場合は、前項の規定に係わらず長崎県談合情報等対応マニュアルにより対応するものとする。

(紙入札及び通信障害等の特例)

第10条 電子入札実施要綱第26条及び27条により、紙入札の承認がされた場合及び受注者側の通信障害等により電子入札システムによりダウンロードできない場合には、設計図書等の交付期限までに発注機関に連絡し、交付依頼書(様式1)を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月2日 26建企第554号)

この要領は、平成30年7月1日から施行する。(平成30年6月1日 30建企第124号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。(平成30年11月9日 30建企第434号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月2日 2建企第617号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月21日5建企第429号)

様式1 (第10条関係) 設計図書等交付要領

年 月 日

契約担任者 様

住 所
氏 名

交 付 依 頼 書

1. 発注件名

2. 電子入札補助システムでのダウンロードができない理由

のため（紙入札のため、通信障害のためなど）

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札補助システムを利用しての設計図書等のダウンロードができないため、設計図書を交付願います。